

別表（第2条関係）

補助事業名	体育施設等バリアフリー化促進事業		
補助事業の目的	障害者スポーツ競技者に練習場所の提供による支援を行う企業・私立大学等の民間団体が所有する体育施設をバリアフリー化する経費の一部を補助することにより、障害者が利用しやすい施設とすることを目的とする。		
補助事業の対象となる者	公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会との間で障害者スポーツ応援協定を締結し、障害者スポーツ競技者に練習場所の提供による支援を行う企業・私立大学等の民間団体		
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が所有する体育施設の段差解消、トイレ改修等体育施設のバリアフリー化に要する経費のうち知事が必要と認めるもの		
補助率	1 / 2		
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を掛けたものを補助額とする（算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p> <table border="1" data-bbox="576 1601 1425 1668"> <tr> <td>基準額</td> <td>限度額（1件につき1,000千円）を基準額とする。</td> </tr> </table>	基準額	限度額（1件につき1,000千円）を基準額とする。
基準額	限度額（1件につき1,000千円）を基準額とする。		
適用除外する条項	第22条第2項		
その他の事項			

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 令和3年度体育施設等バリアフリー化促進事業補助金所要額調書(別紙1)</p> <p>2 令和3年度体育施設等バリアフリー化促進事業実施計画書(別紙2)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日)</p> <p>別に定める日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>別記収支予算書の支出の部の科目に定める区分相互間における少ない方の額の20%以内の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で事業の細部を変更する場合</p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準じる</p> <p>(指定期日)</p> <p>必要の生じた日から20日以内 ただし、令和4年3月31日を限度とする</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等)</p> <p>必要があるときは別途通知する</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 令和3年度体育施設等バリアフリー化促進事業補助金精算書(別紙3)</p> <p>2 令和3年度体育施設等バリアフリー化促進事業実施報告書(別紙4)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和4年4月20日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間に準ずる</p>